

○福田介護保険データ分析室長 それでは、定刻になりましたので、第37回「社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会」を開会させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は、これまでと同様、オンライン会議システムを活用しての実施とさせていただきます。また、傍聴席等は設けず、動画配信システムでのライブ配信により一般公開する形としております。

初めに、本日の委員の出席状況ですが、田辺委員長より御欠席の連絡をいただいております。

田辺委員長が御欠席でございますが、社会保障審議会介護給付費分科会運営細則第4条第4項によりまして、田辺委員長から、野口委員を代理として指名をいただいておりますことから、本日の司会進行は野口委員にお願いしたいと思います。

続きまして、事務局に異動がありましたので紹介させていただきます。

本日は不在ですが、介護保険指導室長が奥出吉規となっております。

それでは、議事に入る前に、お手元の資料の確認とオンライン会議の運営方法の確認をさせていただきます。

まず、資料の確認を行います。本日は、事前に電子媒体でお送りしております資料を御覧いただければと思います。同様の資料を当省ホームページに掲載しております。

まず、議事次第と委員名簿がございます。次に、資料1から資料3、参考資料1を掲載しております。

資料の不足等がございましたら、恐縮ですが、ホームページからダウンロードいただくなどの対応をお願いいたします。

次に、オンライン会議における発言方法等について確認させていただきます。御発言いただく場合は、Zoomツールバーの「リアクション」から「手を挙げる」の操作をいただき、野口委員から御指名を受けた方が御発言いただく方法とさせていただきます。オンライン参加の委員の皆様は、画面の下にマイクのアイコンが出ていると思います。会議の進行中は基本的に皆様のマイクをミュートにさせていただきますが、御発言される際にはZoomツールバーの「リアクション」から「手を挙げる」をクリックいただき、野口委員の御指名を受けてから、マイクのミュートを解除して御発言いただくようお願いいたします。御発言が終わりました後は、ツールバーの「リアクション」から「手を降ろす」をクリックいただき、併せて再度マイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、冒頭のカメラ撮影はここまでとさせていただきます。

(報道関係者退室)

○福田介護保険データ分析室長 では、以降の進行は野口委員にお願いいたします。よろ

しくお願いいたします。

○野口委員 皆様、お忙しいところを御参集いただき、どうもありがとうございます。本日は田辺委員長がお休みということで、私が務めさせていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の議事次第に沿って進めさせていただきます。

本日は、「令和4年度介護従事者処遇状況等調査の結果について」の議論を行わせていただきます。

事務局におかれましては、資料の説明を簡潔に行ってください。また、各委員におかれとも、御発言の際には論点に沿って簡潔に行っていただくように何とぞ御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、事務局より御説明をよろしくをお願いいたします。

○説明者 それでは、令和4年度介護従事者処遇状況等調査の結果について御説明させていただきます。

資料は3種類用意させていただきましたが、調査結果のポイントをまとめた資料1と調査結果を要約した資料2を中心に御説明させていただきます。

最初に、資料2の2ページ目に概要を記載しておりますので、まずそちらから説明させていただきますと思います。

今回の調査の目的ですけれども、本調査は介護従事者の処遇の状況並びに介護職員処遇改善支援補助金及び介護職員等ベースアップ等支援加算の影響等の評価を行うとともに、介護報酬改定の基礎資料を得ることとしております。

今回の調査ですけれども、調査客体数1万2263の施設・事業所のうち、新型コロナウイルス感染症への御対応等で大変お忙しい中、多くの施設・事業所から回答いただきました。有効回答率としましては59.4%となっております。

ページの下には、処遇改善に関する加算全体の概要を掲載しておりますので、適宜御参照いただければと思います。

また、別途、参考資料としておつけしている資料を御覧いただければと思います。念のための確認になりますけれども、今回の調査は、介護職員処遇改善支援補助金と介護職員等ベースアップ等支援加算の両方の効果を見るため、3時点の給与額について調査しておりますけれども、その調査時点と各取組の期間について整理したものになります。色をつけている月が調査の時点、緑と黄色がそれぞれの施策の期間になります。そして、水色の矢印の間の給与額を比較するというのが今回の調査の目的となりますので、適宜御参照いただければと思います。

それでは、資料1を御覧いただければと思います。今回の調査結果のポイントをまとめております。

○の1つ目を御覧いただければと思います。介護職員処遇改善支援補助金及び介護職員等ベースアップ等支援加算につきましては、賃上げ効果の継続に資する取組として創設さ

れた経緯がございますので、今回の調査結果につきましては、加算等の取得事業所における介護職員の基本給等、基本給等というのは基本給と毎月決まって支払われる手当を指すのですけれども、その変化に着目しているところでございます。

まず、○の2つ目でございますけれども、介護職員等ベースアップ等支援加算を取得している施設・事業所における月給・常勤の介護職員の基本給等について、同加算の取得前と取得後を比較してみますと、基本給等について1万60円の増額、割合にしてプラス4.4%となっております。

また、○の3つ目でございますけれども、介護職員処遇改善支援補助金を交付されている施設・事業所における月給・常勤の介護職員の基本給等について同様に比較してみますと、9,210円の増額、割合にしてプラス4.0%となっております。

これを表にしたものが資料の左側の真ん中にある表になります。緑色にしておりますのが介護職員等ベースアップ等支援加算取得事業所の状況ということで、基本給等は先ほど御説明したとおりですけれども、賞与等を合わせた平均給与額につきましては1万7,490円の増額となっております。

同様に、その下の黄色のところですが、介護職員処遇改善支援補助金の取得事業所の状況を見てみますと、平均給与額につきましては1万6,550円の増額となっております。

次に、左下の表を御覧いただければと思います。各加算等の取得状況について表にしたものになります。ベースアップ等支援加算等の算定要件につきましては、処遇改善加算取得事業所となっておりますので、その処遇改善加算取得事業所に対するベースアップ等支援加算を取得している事業所の割合につきましては、本調査では91.3%、同様に処遇改善支援補助金取得事業所の割合は88.7%となっております。

なお、今回、参考として表の右側に、介護給付費等実態統計等に基づく算定事業所の割合を記載しております。特に、処遇改善支援補助金におきましては本調査の結果と差が出ておりまして、回答いただいた事業所においては補助金の取得事業所の割合が多かったのではないかと考えておりますので、そういった点に留意して調査結果の解釈を行うことが必要になるかと考えております。ただし、給与額につきましては加算の取得事業所における状況を見ておりますので、こういった偏りの影響はないものと考えております。

続きまして、右側を御覧いただければと思います。こちらの表は、「ベア加算」と記載しているのがベースアップ等支援加算取得事業所における割合、「補助金」と記載しているのが処遇改善支援補助金の取得事業所における割合になります。

まず、1の「加算・補助金による賃金改善の実施方法」ですけれども、処遇改善支援補助金、ベースアップ等支援加算におきましては、3分の2以上をベースアップ等に、ここでいうベースアップ等というのは基本給と毎月決まって支払われる手当の引上げになりますけれども、こちらに充てることとされておりますが、実際にベースアップ等以外にも充てたのかどうかということを知っております。

加算・補助金いずれもベースアップ等のみで対応と回答した事業所が7割近くとなりまして、それ以外の賞与等の引上げも併用して対応した事業所が約3割となっている状況でございます。

次に、2の「ベースアップ等としての賃金改善の方法」でございます。3分の2以上を充てることとされているベースアップ等の実施方法について、それぞれ回答事業所の割合を記載したものになります。手当の新設が最も多く、次いで既存の手当の引上げ、それから給与表の改定、定期昇給というような状況になっております。

続いてその下、3の「介護職員以外に配分した職員の範囲」を御覧いただければと思います。今回の加算・補助金につきましては、介護職員以外の職員にも配分が可能とされておりますけれども、配分した職員につきましては、生活相談員・支援相談員、看護職員と回答した事業所が4割を超えておりまして、続いて事務職員、介護支援専門員、PT・OT・STまたは機能訓練指導員がそれぞれ約3割という状況になっております。

最後に、一番下のベースアップ等支援加算と処遇改善支援補助金の「届出を行わない理由」でございますけれども、賃金改善の仕組みを設けるための事務作業が煩雑というのが最も多く、次いで計画書や実績報告書の作成が煩雑、それから、賃金改善の仕組みの定め方が不明というものが多という状況になっているということでございます。

以上、ポイントということで説明させていただきました。

続きまして、資料2を御覧いただければと思います。こちらは結果の概要ということで、少し詳細な調査結果を掲載しております。ポイントの資料と重なるところがございまして、かいつまんで御説明をさせていただければと思います。

まず、3ページ目を御覧いただければと思いますが、こちらはベースアップ等支援加算と処遇改善支援補助金の届出の状況について、先ほど御説明させていただきましたけれども、サービスごとの取得率を記載させていただいているところでございます。

4ページ目を御覧いただければと思います。こちらポイントの方に記載しておりますけれども、今回の加算及び補助金を配分した職員の範囲について記載しておりますが、前回の令和3年度調査における特定処遇改善加算の配分状況も参考として記載しておりますので、御参照いただければと思います。

5ページ目を御覧いただければと思います。今回の処遇改善における賃金改善の実施方法でございます。ベースアップ等のみで対応した事業所の割合は、先ほど御説明させていただきましたが、ベースアップ等とそれ以外の賃金改善の併用にて対応している事業所における賃金改善に占めるベースアップ等の割合を下に記載しております。ベースアップ等の割合が70%以下の事業所の割合が40%台となっておりますので、いずれも半数以上で70%を超えているような状況になっております。

6ページ目を御覧いただければと思います。ベースアップ等の賃金改善の方法につきまして、ポイントに記載したとおりでございますけれども、下の○を見ていただきますと、ベースアップ等以外の賃金改善の方法を記載しております。これを見ていただきますと、

賞与等の支給金額の引上げまたは新設というのが最も多くなっている状況になっております。

7ページ目でございますが、こちらは処遇改善支援補助金を取得しない理由についてサービスごとに詳細を記載したものになります。ポイントに記載したもののほか、「④職種間の賃金のバランスが取れなくなることが懸念されるため」、「⑤令和4年10月以降の介護報酬改定の取扱いが不明なため」、「⑥令和4年2月からの賃金改善に間に合わないため」、こういった回答も多くなっているということでございます。

8ページ目は、ベースアップ等支援加算を取得しない理由でございます。こちらサービスごとに記載しておりますが、基本的に補助金と同じような傾向にありますけれども、例えば「⑥利用者負担が発生するため」という回答も約20%あるという状況になっております。

続きまして、9ページ、10ページ目が、これまで過去に創設してきました各加算の取得状況になっております。

9ページ目が処遇改善加算、10ページ目が特定処遇改善加算となっておりますが、ともに前回の調査の結果を参考に記載しておりますけれども、それぞれ上昇している状況になっております。ただし、それぞれ調査ごとに調査客体が異なるということには留意が必要かと思っております。

11ページ目からが平均給与額の状況についての資料になります。

11ページ目ですけれども、加算や補助金に限らない給与の引上げの実施方法について聞いたものでございますが、各種手当の引上げまたは新設が約7割と最も多くなっております。次いで定期昇給を実施というのが5割となっております。

12ページを御覧いただければと思います。ここからは、実際の介護従事者の給与額の状況をまとめたものになっております。

まず、12ページですけれども、処遇改善支援補助金の取得事業所の平均給与額の状況について内訳をお示ししております。平均基本給等の状況としましては、一番下、ベースアップ等ということで、先ほど御説明した9,210円という数字が入っております。その他の内訳についても記載しているところですので、御参照いただければと思います。

13ページ目が、同様に介護職員等ベースアップ等支援加算の取得事業所の状況となっております。一番下にベースアップ等ということで、先ほど御説明した1万60円という数字が入っているところでございます。

14ページ目は、ベースアップ等支援加算の取得事業所について、平均基本給等の額を職種別に見たものになります。これを見ていただきますと、各職種ともに引上げがされている状況になっているということでございます。

15ページ目、16ページ目、それぞれ処遇改善支援補助金とベースアップ等支援加算の取得事業所における平均給与額の状況と、それを職種別に見たものになります。こちら、それぞれ各職種で引き上げられているという状況になっているかと思っております。

17ページ目が、ベースアップ等支援加算の取得事業所における介護職員の勤続年数別の平均給与額を見たものになります。勤続年数にかかわらず、それぞれ引き上げられている状況となっているかと思えます。

なお、勤続1年の職員、つまり勤続2年目の職員の引上げ額が少し大きくなっておりますけれども、下の注5に記載をしておりますが、1年目の給与が相対的に低くなっているということで引上げ額が大きくなっているのではないかと考えておりますので、御留意いただければと思えます。

18ページ目は、ベースアップ等支援加算取得事業所における保有資格別の介護職員の給与の状況になります。保有資格の有無にかかわらず、それぞれ給与が引き上げられているというような状況になっております。

19ページ目が、ベースアップ等支援加算における、今度は時給・非常勤の方の基本給の状況を職種別に記載しております。各職種において、それぞれ基本給が引き上げられているというような状況になっております。

20ページ目は、ベースアップ等支援加算と特定処遇改善加算の両方ということで、つまり処遇改善加算は必須条件となっておりますので、全ての加算を取得している事業所における介護福祉士の平均給与額の状況について勤続年数別にお示ししたのものになります。勤続10年以上の介護福祉士になると、給与額も比較的高い水準になっているのかと思っております。

21ページ目ですけれども、今回の調査は新型コロナウイルス感染症の影響について質問項目を設けております。コロナの陽性者等の発生状況の選択肢ごとに該当の有無別に給与額を記載しております。必ずしも該当がない事業所の方が給与額やその引上げ額が高いというわけではないので、影響の有無にかかわらず引上げがされているというような状況になっているかと思えます。

最後に22ページ目、こちらがコロナの運営への影響の選択肢ごとに該当の有無別の給与額を見ておりますけれども、こちらも影響の有無にかかわらずそれぞれ引上げがされているというような状況になっているかと思えます。

簡単ではございますけれども、事務局からの説明は以上になります。

○野口委員 どうもありがとうございました。興味深い結果がいろいろ出てきました。

それでは、ただいまの説明に対して委員の皆様の方から御意見、御質問等がありましたら、どうぞよろしく願いいたします。

堀田委員、よろしく願いいたします。

○堀田委員 ありがとうございます。

まず質問が1つですが、資料2の3ページですけれども、取得状況を事業種別、サービス種別に見てくださっていますが、特にそれぞれ地域別とか、規模とか、開設面とかをもし見ておられたら、何か特徴が見られているものがあつたら教えていただければありがたいです。お願いします。

○野口委員 今の御質問に対して、事務局の方、いかがでしょうか。非常に重要な御質問だと思いました。

○説明者 資料3の集計表を見ていただきますと、例えばベースアップ等支援加算になりますと、83ページの第56表でサービス種類別のさらに規模別を見ているのと、その次の57表で経営主体別というのは見てございます。こういったところで少し細かくは見られるのですけれども、今回は地域別については集計しておりません。

○堀田委員 ありがとうございます。

詳細の方を全然見てなかったのですが、報酬の区分別でも見ていないということですかね。地域区分別という大きなくくりでも見ていないのですか。

○説明者 そうです。地域区分別は今回集計しておりません。

○堀田委員 分かりました。ありがとうございます。

○野口委員 ありがとうございます。

今の堀田委員の御質問なのですけれども、地域区分別にするとサンプル数が少なくなり過ぎるとか、そういった事情でしょうか。

○説明者 おっしゃるとおり、地域区分別にするとかなりサンプル数が少なくなってしまうということでございます。

○野口委員 分かりました。

堀田委員、いかがですか。よろしいですか。

○堀田委員 はい。ありがとうございます。

○野口委員 ほかにいかがでしょうか。

松本委員、よろしくお願ひいたします。

○松本委員 詳細な御説明をありがとうございます。

質問というよりは感想、コメントになるのですけれども、お示しいただいた金額は、令和3年度の調査で処遇改善加算を取得されている事業所の介護職員の平均基本給が2,400円、平均給与額が7,380円増加していたことを考えますと、今回の調査で、ベースアップ加算においても支援補助金においても昨年度の調査を大幅に上回っておりますので、施策の効果がきちんと基本給に還元されているのではないかと理解をいたしました。

また、加算の取得状況等については、私ども福祉医療機構でも、毎年御融資先に対して人材確保とか処遇改善に係る調査をお願いしておりますので、それと照らし合わせて見てみたのですが、私ども調査でも、特養のお客様にはなりますが支援補助金が97.7%、ベースアップ加算も97.4%の事業所が算定していらっしゃるということでした。この数値は、概要の2ページ目の介護老人福祉施設の割合と同等でしたので、違和感のない数字だと認識をしています。

一方で、加算の取得状況ですが、各加算等々でばらつきがあります。ポイントの資料を見ていただいても、介護給付費の実態統計等と本調査では支援補助金のところで大きな格差が出ていると思います。

施設別の内訳を概要の方の3ページで見ても、介護医療院といった医療提供施設であるとか、訪問介護、通所介護、特定施設入居者生活介護など、小規模とか営利法人の開設割合が高い事業所において差が大きい傾向にあります。

補助金や加算を取得していない理由を見ますと、医療提供施設は職種間のバランスが取りにくいという回答が多くなっております。これは、もともと様々な職種がいらっしやるので、やむを得ない部分があるのかなと思うのですけれども、一方で、訪問介護と通所介護の方では、賃金改定の仕組みを設ける事務作業が煩雑という回答が多かったり、報告書の作成が煩雑という回答が多くなってます。

これらの経営主体が独自で経営改善されていけばいいのですけれども、給与の改善額の内訳を見ますと、給与そのものが高くなっているわけではありません。もちろん経営主体によらず、小規模事業者は経営が厳しくて、事務職員も少なく大変であるということは理解していますが、今回の調査への回答率も低いですし、賃金も特別高くない。取れる加算についても、事務の煩雑さの理由で消極的ということでございますと、その事業所で働いている職員の方たちにこういった施策の効果が行き渡らない形になります。

もちろん手続の簡素化というのは重要ですが、万が一、煩雑な事務が理由で賃上げにつながっていないことになると、今後、報酬改定などを行ってもそれらの事業所へは手当ができなくなりますし、賃金改定されなければ介護職員の確保がますます厳しくなります。最終的には、その事業所の経営に影響が出ることも懸念されます。ただでさえ他業種の賃上げ報道が頻繁にされる中、せっかく縮まってきた他業種との差が今後大きくなることも予想されます。少しでも処遇の改善を行っていかないと、せっかく介護業界に興味を持って入ってこられた人材の流出につながりかねない。さらには、業界全体への影響も大きくなることも考えられますので、何らかの対応の検討が必要ではないかと感じてます。

この場で議論する内容ではないと思うのですけれども、以上、感想とコメントでございます。長くなって申しわけございません。以上でございます。

○野口委員 松本委員、本当にこれは重要な問題だと認識しております。

この点について、事務局の方から何かコメント等はございますでしょうか。

○説明者 松本委員、ありがとうございます。

御指摘いただいたように、この加算を取っていただかないと介護職員の処遇改善につながらないということで、私どももかなり深刻に考えております。我々も、処遇改善にかかる加算をさらに取得していただくことを目指しまして取組を進めさせていただきたいと思っております。また、これまでも、計画書や報告書の簡素化もさせていただいております。

この簡素化の効果については、時期的に今回の調査結果には出てきておらず、今後の調査結果に反映されるのではないかと考えております。

また、加算の取得促進に向けて事業所への専門家の派遣なども進めております。引き続きそういった取組によって加算の取得が進み、また賃金改善が進むことを目指して取り組

んでいきたいと思っております。

以上になります。

○野口委員 何とぞよろしく願いいたします。

松本委員、よろしいですか。

○松本委員 ありがとうございます。なかなか簡単に解決できる問題ではないと思うのですけれども、取り組まれている内容は理解しました。ありがとうございます。

○野口委員 ほかにいかがでしょうか。せっかくですので、ぜひ何かコメント、御意見、感想でも結構です。

堀田委員、よろしく願います。

○堀田委員 私も松本委員のお話を伺いながら感想というかコメントですけれども、今回の調査で、傾向としてはこれまでと加算などについては事業種別などで見てもあまり大きな違いはなくなったのかなと思いました。

御指摘がありましたけれども、特に医療系の多職種が働いているところではなかなか届出を、全体としては高いけれども、ほかと比べると低いとか、一方で、訪問介護については、もしかするとそれ以外の御指摘くださったような規模も小さくて事務的な負担がというところの背景かなと想定されることで、ほかよりも低いということになっているのだろうか私も想像したところです。

コメントとしてはここからですけれども、このところいろいろなところでも指摘をされていますけれども、訪問介護について、地域の中で暮らし続けるというときになくてはならないサービスでありながら、担い手がとても高齢化をしていて、なかなか新たな人が入ってこない。

他方で、先ほどお示しくださった資料3の細かい方の10ページの8表を見ている、とりわけその中でも回数が少ない、つまり規模としても恐らく小さいと思われるところでは給与もなかなか上げられないでいるということも再びこちらでも見て取れるなどと思いますので、人手の確保がなかなか難しいというところで、それとも関連するところも大きいと思われるような給与の水準というところでも、上げていくことが難しいという状況に置かれるところが多い中で、既に様々な形で、小規模でもやっていけるような、それを応援するような施策も打たれつつあると思うのですけれども、このほかで進んでいるような生産性の向上であるとかテクノロジーを使っても効果的・効率的にといったところでも、どうやったらより効果的・効率的にということの見定めも難しいような状況にあるところの支援をどうしていくか、特に訪問介護においては緊急性が高いのではないかなと思わされたというのが感想です。

以上です。

○野口委員 どうもありがとうございました。本当におっしゃるとおりだと思います。

事務局の方、いかがですか。何かコメント等はございますでしょうか。松本委員とかかなり重複するような御意見ですけれども。

○説明者 御指摘のとおり、そういったところもこれから考えていかなければいけないと思っております。

規模のところでは、先ほど堀田委員が御指摘のとおり、第8表で給与の引上げ状況ということで、確かに訪問介護は規模別にいろいろ傾向が出ているかと思えます。

また、先ほど御紹介した第56表ですけれども、届出状況についても、訪問介護事業所についてはやはり規模が小さくなるほど取得率は低くなっているということがありますので、そういったところにも配慮しながらいろいろ考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○野口委員 どうもありがとうございます。

ほかにいかがですか。

せっかくですので、泉委員、何か御感想とかはございますでしょうか。特になければ。

○泉委員 ありがとうございます。

今回この結果を見せていただいて、おおむね施策の効果が出ているというところで私も理解をさせていただきました。

松本委員、堀田委員からも出ていた小規模施設への対応を、業界の構造的な課題もございいます中でどのようにしていくのかというところは確かに非常に大きな問題だなどと考えております。今、厚労省さんの方の対応をこれから考えていただけるということですので、結構緊急性の高い課題だと思っておりますので、早急に御対応いただければと思います。

もう一点、今回の有効回答率は59.4%だったというところで、前回の有効回答率よりやや下がったというお話もお伺いしたかと思えます。ただ、これは3時点での回答を求められていたということで、その辺の労務負荷がかかっていたということが若干低下につながったのではないかなという御説明を聞いておったのですけれども、こちらにつきましては、2時点の調査に戻ったときに果たして上がるのかどうかというようなことも御確認いただき、入力項目や調査項目が多いから有効回答率がなかなか上がらないというだけなのかどうかということも含めて、またフォローアップいただければと思いました。

いずれも感想になります。どうもありがとうございました。

○野口委員 泉委員、どうもありがとうございました。

有効回答率の問題は非常に重要だと思います。若干下がりがつあって、医療の方も同じなのですけれども、この辺は大きな調査の課題かなと思っております。

有効回答率について何か事務局からコメントはございますか。

○説明者 御指摘ありがとうございます。

御指摘いただいたとおり、今回の調査は3時点の給与額を記載いただくということで、記載いただく事業所さんの御負担が少し増えて、そのことも有効回答率が引き下がった要因の一つではないかと考えております。

今回、調査票を企画するときに、3時点という負担がある代わりに、調査項目を今回新設した加算と補助金の項目に特化した形でかなり省略させていただいたのですけれども、

最終的に有効回答率はこのようになったというところで受け止めております。

また、令和6年度に定期調査としての処遇状況等調査の実施を予定しておりますけれども、今度は調査時点が2時点になりますので、その点負担は引き下がると思います。一方、定例のいろいろな項目も戻していかなければいけないということもありますので、その点、どういったところを戻していくかというところをしっかりと考えながら検討させていただいて、またお諮りさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○泉委員 ありがとうございます。

○野口委員 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これからいよいよ厳しくなっていくような状況が待ち受けていると思いますけれども、ぜひこういった調査を継続していただいて、状況を正確に把握することを持続していただければと思います。どうもありがとうございました。

それでは、本日の議題1については、本日提示させていただいた内容で当委員会としては了承し、後日開催される介護給付費分科会に報告させていただくということでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○野口委員 どうもありがとうございます。

それでは、本日の審議はここまでとしたいと思います。

その他で何か事務局のほうからございますでしょうか。

○福田介護保険データ分析室長 ありがとうございます。

次回の日程は、事務局から追って御連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

○野口委員 それでは、皆さんお忙しいところをどうもありがとうございました。貴重な御意見をいただきありがとうございました。